

建学発 2004-第 0007 号
2004 年 1 月 16 日

国土交通省
大臣 石原 伸晃 殿

社団法人 日本建築学会
会 長 秋 山 宏

景観緑三法に関する見解および提言

このたび国土交通省が都市と国土の景観の保全に関して基本となる法制を整えようとしていることを、時機を得たものと高く評価したいと考えます。もとより我が国は自然と風土に恵まれた美しい景観を歴史的に築き上げてきた伝統があります。しかし、戦後の高度成長期から続く時代に、その誇るべき景観は残念ながら大きく失われてしまいました。わが日本建築学会においても、このことに重大な関心を持ち、懸賞論文の募集等、学会あげてこの課題に取り組もうとしているところであります。

景観基本法は、緑に関する法制および屋外広告物法の改正とあわせて総合的に美しい国土の保全と創造を目指しているものと理解します。そして、基本法は都市景観だけでなく緑地保全や周辺部の風景の保全も一体的に取り組むこと、建築物だけでなく工作物等も含めた生活環境を対象としていること、規制緩和や税制上の特例措置等も含め、景観保全への支援施策が盛り込まれていることを高く評価致します。基本法の考え方が十分機能するよう、法制度の整備とあわせて実効性のある施策の実現を期待します

さて、法案の詳細が明らかにならない段階ではありますが、法案化と実施に当たっては以下の点をご配慮頂けるよう、提言いたします。

提言 1 . 景観法に期待される環境形成の役割に関して

景観は、地域の歴史や風土を基盤とし、経済的・社会的変化の影響を受けながら持続・形成される生活環境であり、地域に固有なものである。地域（各自治体）が、それぞれの地域性に応じて総合的な取り組みができるよう、農水省や文化庁など関連省庁とも連携して、市街地の景観だけでなく、地域の自然・歴史及び風土を含めた風景全体に関わる法制として機能するよう配慮されたい。

さらに、田園地域や里山の環境保全、市街地周辺部の自然環境と一体となった景観等についても建築物等の適切な規制誘導が必要であり、景観法が包括的な「風景に関わる法制」となるよう配慮されたい。

提言2．景観法と自治体まちづくりなどとの関連に関して

良好な景観形成に関わる各種の試みは、全国各地の自治体の手によって行われてきた歴史があり、条例の考え方は多様である。先進的自治体においては、景観行政は、まちづくり条例や地区計画等と役割分担しながら「まちづくり」と一体となっているところもある。また、基準型の形態規制の強化よりも、より良い・望ましい環境にむけて協議型の景観誘導に努力しているところに特徴がある。こうした多様な自治体の取り組みを踏まえ、一部先進自治体の試みが今回の景観法に包括できない内容となっても、その取り組みにマイナス効果がでないよう、法制の制定・運用において十分配慮されたい。

また、景観や風景を創造するための法制度としての主旨に則り、基準型の規制法から脱して、それぞれの地域性や実績に応じた創造的に規制・誘導する景観行政が可能となるよう、施行細則などを用意するのであれば、十分配慮されたい。

提言3．景観法の運用に際する技術的支援に関して

特定行政庁となっていない自治体にとっては、建築物や工作物の基準策定を基本とする景観法制度の運用に際して、技術的支援が必要と考えられる。また、景観を手がかりにした地域のまちづくり支援についても法の運用における技術的支援が必要であると考えられる。こうした点を踏まえ、景観行政にこれまで実績のない多くの自治体が様々な機関からきめの細かい支援を受けられるような、仕組みの創設に配慮されたい。

なお、日本建築学会においても、「都市建築の発展と制御に関する特別調査委員会」を発足させ、景観を含め都市と地域のより良い環境の形成を、学会が取り組むべき最重要課題の一つと位置づけております。本景観基本法の実施においては、学術的観点から及び学会員による様々な支援に関してできる限りの協力をおしまないことを付言いたします。

最後にこの法制が、我が国の景観の飛躍的な向上に寄与するよう期待いたします。

以上